

## 法人の森事業

近年、企業等において、環境保全等の分野における社会貢献活動への取り組みが活発となっています。

一方、日本の森林・林業を取り巻く状況は、戦後の復興期から造林・育成を行っていた森林が収穫期を迎えつつも、材価の低迷等により困難な状況にあります。

千葉県では8,000haを超える森林を県有林として管理していますがその経営状況も同じような状況にあります。

森林は水源涵養機能やCO<sub>2</sub>の吸収等の公益的機能を発揮しており、その維持管理に必要なコストは、森林所有者のみに任せるのではなく、社会全体で負担していこうという大きな流れがあります。

このような背景の中、千葉県では、県有林において、企業・団体等の法人が行う社会貢献活動としての森林整備を積極的に受け入れ、県有林に対する県民の理解を深めていただくとともに、県有林の整備を促進することを目的として、この事業を推進してまいります。

## 法人の森事業とは・・・

県有林において、企業・団体等の法人の皆様には社会貢献活動として森林整備を行っていただきます。

法人の皆様は資金や労力を提供することにより、県有林の整備に参画していただくことができます。

### (対象法人)

社会貢献活動として県有林の森林整備に参画する意志を持ち、当事業の趣旨に賛同する企業・NPO法人・地域住民団体・学校等を対象とします。

### (対象森林)

県有林のうち県が適当と認めた森林。

### (事業内容)

法人の皆様には、県有林において森林整備(植栽及び下刈・枝打・間伐等の保育作業)を実施していただきます。

### (事前協議)

本事業を行おうとする法人には、事前に実施計画書を添付した協議書を提出していただきます。

### (協定)

法人と県で、実施計画書に基づき協定を締結します。協定期間は1事業地について1年単位で5年を上限とします。

### (事業実施)

法人には、協定に基づき、実施計画書に定める事業を直接あるいは森林組合等に委託して実施していただきます。

### (費用負担)

本事業にかかる費用は、法人に負担していただきます。

### (活動の名称)

本事業により法人が活動を行う県有林には、法人の名称等を冠することができます。

### (事業実施後の管理)

事業実施後は、県が当該森林の適正な管理を行います。

お問い合わせは

千葉県農林水産部森林課

県有林 ─ 特別会計県営林・公益保全林：県有林班

TEL 043-223-2947

└─ 海岸県有保安林

: 治山・保安林班

TEL 043-223-2962